

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成30年1月25日(木)
開会 午後 2時05分
閉会 午後 3時20分
2. 会 場 三次市役所本館 6階 603会議室
3. 出席委員 教 育 長 松 村 智 由
委 員 小 根 森 直 子
委 員 土 井 純 子
委 員 深 水 顕 真
4. 出席職員 教 育 次 長 長 田 瑞 昭
学校教育課長 古 矢 俊 彦
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 杉 原 達 也
教育総務係長 國 原 佐 知 子
文化と学びの課主任 宮 西 美 裕

5. 議事日程

- (1) 議案第31号 三次市立安田小学校の統合について
- (2) 議案第32号 定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について
(非公開)
- (3) 議案第33号 三次市通級による指導の実施に関する規則の制定について
- (4) 議案第34号 平成30年度就学児等の措置について(非公開)

文化と学びの課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。教育長の報告をお願いします。

松村教育長 三次高等学校内に新たに設置される中学校の校名について、平成30年1月12日に開催された広島県教育委員会会議において、広島県立三次中学校とされた。三次高等学校は長い歴史と伝統を有した学校であり、その名称も地域に浸透していることから、三次高等学校の名称変更は行わず、新

たに設置する中学校について、高校と同じ「三次」を付した名称とされた。平成29年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者が決定した。三次市からは三次市立塩町中学校の長内 三和子教諭と三次鶴飼伝統文化振興会のみなさんが教育奨励賞を受賞された。

文化と学びの課長 教育長に進行をお願いする。

松村教育長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第32号については三次市議会提案予定の案件のため、また議案第34号については個人情報を含む案件のため、公開になじまないものと判断する。については教育委員会会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 一異議なし

松村教育長 それでは、議案第31号及び第33号については公開とし、議案第32号と第34号については非公開とする。

松村教育長 それでは、議案第31号三次市立安田小学校の統合について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 この議案は、児童数の減少に伴い、平成30年度をもって、三次市立安田小学校を三次市立吉舎小学校へ統合することについて、議決を求めるものである。

小根森委員 安田小学校の児童の人数やPTAや自治連の方から出された統合の理由について詳しく聞きたい。

学校教育課長 児童数については平成28年度8人、平成29年度7人、平成30年度5人の予定である。平成30年度は1年生と6年生は0人となる。平成31年度6人、平成32年度7人の予定である。安田の保育所は今年度をもって閉所となり、来年度から吉舎保育所へ統合する。

保護者の方が統合を考えられた大きな理由の一つは、児童の数が増える見込みがないことである。特に来年度は入学式も卒業式も行われぬ。複式学級については、しっかり教育をしていただいていると感謝しておられるが、吉舎小学校で、入学式や卒業式を含め、多くの経験をさせ、育てていきたいと述べられた。

土井委員 平成30年度は変則複式の学級になるのか。

教育委員会事務局付課長 平成30年度は2年生が2人の1学級になる。3年生1人、4年生1人の複式学級と5年生1人は特別支援学級の予定である。

土井委員 変則複式の学級はないということか。
教育委員会事務局付課長 そのとおりである。
土井委員 統合したときに複式の学級について課題はないか。
教育委員会事務局付課長 ないと考える。
松村教育長 統合についてはよろしいか。
委員一同 一承認一

議案第32号 定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について
(議会提出前の議案関連案件のため非公開)

松村教育長 次に議案第33号三次市通級による指導の実施に関する規則の制定について事務局からの説明を求める。
教育委員会事務局付課長 まず、通級指導教室とは、通常の学級に在籍している障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態である。通級による指導の必要時間については、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童生徒の場合は年間10単位時間から280単位時間までを標準とし、それ以外の児童生徒の場合は、年間35単位時間から280単位時間までを標準としている。通級による指導の基礎定数は、児童生徒13人と示されている。対象となる児童生徒は、言語障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の障がいのある児童生徒である。知的障害の児童生徒は対象外である。三次市内の学校では、通常学級に在籍する児童生徒のうち発達障害等を有する児童生徒に対して、学校支援員を配置している。生徒指導に係る指導や学習の補助等を行うことで、学級も落ち着き、学習成果等は見られるようになってきている。しかし、集団の場での指導であるため、障がいに基づく様々な困難を改善・克服するための特別な指導までには至っていない。そのため、別室で一部特別な指導を行うことで、より学習上または生活上の困難の改善・克服を行い、学習成果等の向上を図りたい。特に小学校で支援を要する児童が多いため、通級指導教室の設置を行っていきたいと考えている。通常の学級における支援を必要とする児童数が多い八次小学校に平成31年度に通級指導教室を開設

し、教育上のニーズに応えた特別支援教育を推進したい。他の小学校については、希望がある場合は巡回指導による通級指導を行うことを考えている。

深水委員 通級指導教室は、通常の時間にプラスアルファとなるのか。

教育委員会事務局付課長 通常の学級に在籍しながら、ある時間だけ通級指導教室に行くことになる。例えば算数の時間に抜けて通級指導教室へ行き、その子どもに必要な自立活動等の学習を行う。通常学級の算数の授業は放課後等に補習となる。

小根森委員 1教室13人とのことであるが、13人がそれぞればらばらに通級指導教室へ行くことになるのか。

教育委員会事務局付課長 基本的には個人指導となるが、必要な時にはグループ指導を行ってもよいこととなっている。

小根森委員 後での補習は担任がすることになるのか。

教育委員会事務局付課長 基本的には担任がすることとなるが、学校体制で行う。

小根森委員 担任に負担がかかるのではないか。

教育委員会事務局付課長 負担がかかるかもしれないが、毎日ではない。

土井委員 算数に課題のある子どもが、通常学級の算数の時間を抜けて通級指導教室で算数を学んだ場合、同じ算数でも補習があるのか。

教育委員会事務局付課長 同じ教科であるが、当該学年の内容の授業を受けないことになってしまうので補習がある。

深水委員 通級指導教室は新しい制度なのか。

教育委員会事務局付課長 通級による指導はこれまでもされていたが、三次市では行っていなかった。

松村教育長 通級指導は当分の間どこの学校でも行っていなかったが、特別な支援を要する子どもが通常学級に増えてきたため、この制度が求められるようになってきた。

教育委員会事務局付課長 次に、議案第33号三次市通級による指導の実施に関する規則(案)は、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき、三次市立小学校または三次市立中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導を特別の指導の場で行う教育形態の実施に関し必要な事項を定めるものである。

松村教育長 承認してよろしいか。

委員一同 一承認一

議案第34号 平成30年度就学児等の措置について

(個人情報を含む案件のため非公開)

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。